

消費税転嫁対策特別措置法の基本

～平成26年消費税増税を見据えて～

消費税率の引上げに際して、消費税が円滑かつ適正に転嫁されることを目指して「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(消費税転嫁対策特別措置法)」が平成25年6月に成立しました。

この法律は、減額・買いたたきなどによる消費税の転嫁拒否行為や「消費税還元セール」などの消費税の転嫁を阻害する表示を禁止する一方で、総額表示義務の特例として条件付きで外税表示を認めることなどを内容とするもので、消費税率アップに伴う企業活動に大きな影響を与えるものです。また、この法律は、平成25年10月1日から施行され、平成29年3月31日限りでその効力を失うですが、その後も独占禁止法、下請法及び景品表示法との関係で消費税をめぐる企業活動には引き続き注意が必要です。

本セミナーでは、参加者の皆様に、消費税率アップに伴い特に注意すべき各種法律の基礎知識をお伝えし、業務に役立てていただくことを目指しています。

【講義内容】

1. 消費税転嫁対策特別措置法の基本
2. 消費税率アップで注意したい関連法律
 - (1) 独占禁止法
 - (2) 下請法
 - (3) 景品表示法

日 時 : 平成26年1月20日(月)

15:00～16:30

※14:30より受付開始

場 所 : 弁護士法人リバーシティ法律事務所4階
市川市市川南1-9-23京葉住設市川ビル

定 員 : 20名
(定員になり次第、締切させていただきます)

参加費 : 無 料

※本講習会は、中小企業の方を対象としております。

講師 弁護士 南部朋子



一橋大学法学部卒業
平成14年 弁護士登録、リバーシティ法律事務所入所
平成17年 弁理士登録
平成20年 ペンシルバニア大学ロースクール LL. M.修了、
ニューヨーク州司法試験(NYBarExam)合格
平成20年～平成21年 外務省に出向(任期付任用公務員)
平成22年 米国ニューヨーク州弁護士登録
平成25年7月～全国各地の商工会議所で消費税転嫁対策セミナーの講師を担当。

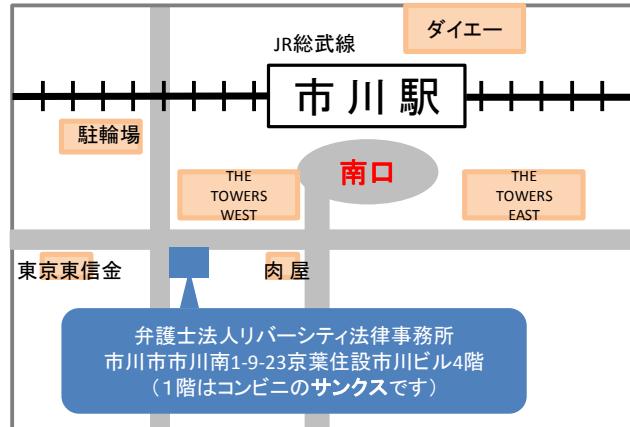
《申込・お問い合わせ先》

裏面の「参加申込書」へすべての項目をご記入の上、
当事務所へFAXにてお申し込み下さい。

受講票は、講習会の約1週間前にFAXにてお送りさせていただきます。

弁護士法人リバーシティ法律事務所 担当:樺村

TEL:047-325-7378 FAX:047-325-7388



質問票

一出席者の皆様の質問をお聞かせ下さい

消費税転嫁対策特別措置法に関することで、疑問に思っていることなどをお寄せください。お寄せいただいたご質問につきましては、時間の許す限り、講習会にてご回答いたします。

参加申込書

フリガナ			
会社名			
フリガナ		フリガナ	
参加者名		参加者名	
住 所	〒 _____		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

※本講習会は、中小企業庁が中小企業を対象に消費税転嫁対策の啓蒙・普及のために認定支援機関において行われ、ご記入いただきました企業・個人情報は、事務局である独立行政法人中小企業基盤整備機構へ受講者情報を送ります。また、当事務所からの各種連絡・情報提供の際にも利用いたします。

※本講習会は、原則、中小企業基本法第2条の規定に該当しない企業におきましてはお断りすることがございます。

※申込者多数の際は1企業1名とさせていただく場合もございます。

FAX : 047-325-7388